

障害者相談支援事業等委託契約にかかる

消費税法取り扱い上の誤認について

市で実施する障害者相談支援事業等複数の事業において、民間法人へ事業を委託する際に支払う委託費に消費税分を計上していなかった結果、受託した法人の大半が、必要な消費税を納付できていなかったことが判明しました。

〈消費税が未納となっている事業と委託先の法人数〉

事業名	契約件数	委託法人数
障害者相談支援事業	4	3
重層的支援体制整備事業	1	1
権利擁護センター事業	1	1
市民後見人養成支援事業	1	1

〈事実確認の経過〉

- 令和5年10月4日、厚生労働省・こども家庭庁から全国の自治体宛に注意喚起の通知発出。
内容は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づいて実施する障害者相談支援事業他6件の障害者・児福祉事業を民間法人に委託して実施するにあたり、自治体、受託法人の双方が消費税非課税の扱いとなる社会福祉法上の社会福祉事業であると誤認して、消費税が未納となっている事例が発生しているため、課税対象であることを改めて通知するもの。
- 通知を受けて障害福祉課で該当の事例が発生していないかを確認したところ、民間法人に委託して実施している障害者相談支援事業で委託費に消費税が計上されていなかったことと消費税が未納となっている法人のあることが判明。
- 令和5年11月、障害福祉課以外の福祉部局所管事業において同様の事例が発生していないかを確認したところ、他に3件該当している事業のあったことが判明。

〈発生原因〉

類似の相談事業で、第2種社会福祉事業に規定され、消費税が非課税となっているものがあつたため、障害者相談支援事業等4事業についても、非課税であると誤認したため。

〈是正に向けての対応〉

- ① 消費税未納となっている法人に対して、今年度分と、時効を迎えていない過去5年分の消費税の納付を求めるとともに、納付に必要な費用を市から法人に支払います。
- ② 過去の消費税を納付していなかったことで発生する延滞税について、各法人が税務署から納付を求められた金額を把握し、消費税分とは別に納付に必要な金額を市から法人に支払います。
- ③ 厚生労働省に対して、令和5年10月4日に発出された通知に列挙されている事業以外にも、事実確認が必要なものがないかを照会します。

〈事業受託法人へ追加で支払う金額の概算〉

3, 873万8, 000円(平成30年度から令和4年度分消費税の延滞金含む)

〈再発防止策〉

事業委託契約締結時に、消費税課税の有無と、非課税とする場合は法律上の根拠を文書に明記することをルール化し、決裁ラインでのチェック機能を働かせることで再発を防止します。